

受動喫煙防止対策に関する調査報告書

令和4年10月

北海道

目次

1. 調査の概要

1-1 調査の目的	1
1-2 調査の内容	1
1-3 調査結果の概要	1

2. 調査の結果

2-1 第一種施設	5
2-2 第二種施設	10
2-3 飲食店	20

1. 調査の概要

1-1 調査の目的

道内の公共施設及び民間施設における受動喫煙防止対策の状況等を把握し、道の基本的施策や個別の施策等の進捗管理を行うとともに、防止対策を推進する上での課題等の検討に当たっての基礎資料を得ることを目的とする。

1-2 調査の内容

1-2-1 調査地域 北海道全域

1-2-2 調査対象 北海道内に所在する公共施設及び民間施設

※ただし、以下の施設は、北海道において調査を実施しているため除外している

- (1) 医療機関を除く市町村立の施設
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する認可保育所
- (4) 児童福祉法第59条第1項に規定する認可外保育施設
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

1-2-3 調査方法 郵送による配布及び回収

※調査の際は、健康増進法における類型等に基づき、「第一種施設」「第二種施設」「飲食店」の調査票を作成し、それぞれを無作為抽出により選定した施設に発送した。

1-2-4 発送数等 発送数：7,000、不着等を除いた実質標本数：6,815

回答数：3,133（実質標本数に対する回答率：46.0%）

1-2-5 調査期間 令和4年（2022年）9月9日～令和4年（2022年）9月30日

1-3 調査結果の概要

1-3-1 調査に関する留意事項

- ・回答数は無回答や無効回答（設問に対し、回答規則に反するもの）を除いているため、回収したサンプル数とは異なる場合がある。
- ・集計結果は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しているため、割合の合計が100.0にならない場合がある。
- ・複数の選択肢を回答可能な設問については、各選択肢の回答数を回答施設全体で割った割合を表示している。そのため、回答数の合計は回答施設全体を、各選択肢の割合の合計は100.0を超える場合がある。

1-3-2 業種区分

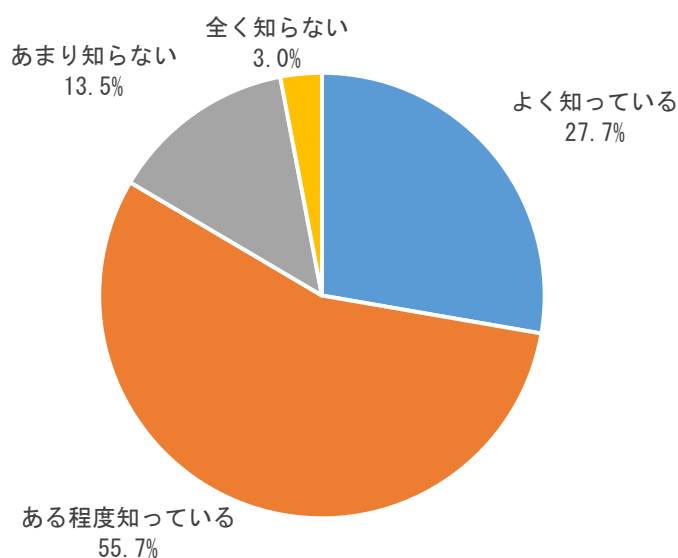
No.	施設区分	業種区分	調査対象
1	第一種施設	学校	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校
2		病院	病院
3		診療所	有床診療所、無床診療所、歯科診療所
4		薬局等	薬局、助産所、施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）
5		国の機関（第一種施設）	行政機関の庁舎などの国の機関
6	第二種施設	劇場等	劇場、映画館、興行場
7		競馬場等	競馬場、競輪場
8		集会場等	集会場、冠婚葬祭施設、火葬場、宗教関係施設
9		屋内運動施設	体育館（道立、市町村立除く）、ボウリング場、フィットネスクラブなどの屋内運動施設
10		理容室等	理容室、美容室、公衆浴場（市町村立除く）
11		百貨店等	百貨店、総合スーパー、食料品店、ドラッグストア
12		コンビニエンスストア	コンビニエンスストア
13		銀行等	銀行、保険会社などの金融機関、郵便局
14		駅舎等	駅舎、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル等
15		動物園等	動物園、植物園、遊園地、水族館、ゴルフ場、サッカー場などの屋外運動施設等
16		高齢者施設	特別養護老人ホーム、有料老人ホームなど的高齢者施設
17		宿泊施設	ホテル、旅館などの宿泊施設
18		国の機関（第二種施設）	裁判所、刑務所などの国の機関
19	飲食店	飲食店	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店

1-3-3 業種区分別回答状況（全体の回答数等）

No.	施設区分	業種区分	対象数 (A)	不着等を除いた 実質標本数 (B)	回答数 (C)	回答率 (%) (C/B)	〈参考〉 対象数に対する 回答率 (%) (C/A)
1	第一種施設	学校	82	80	63	78.8%	76.8%
2		病院	54	54	36	66.7%	66.7%
3		診療所	318	314	185	58.9%	58.2%
4		薬局等	297	284	170	59.9%	57.2%
5		国の機関（第一種施設）	58	58	56	96.6%	96.6%
6	第二種施設	劇場等	32	31	19	61.3%	59.4%
7		競馬場等	4	3	2	66.7%	50.0%
8		集会場等	238	232	137	59.1%	57.6%
9		屋内運動施設	76	76	38	50.0%	50.0%
10		理容室等	577	552	213	38.6%	36.9%
11		百貨店等	60	60	24	40.0%	40.0%
12		コンビニエンスストア	127	124	46	37.1%	36.2%
13		銀行等	222	212	145	68.4%	65.3%
14		駅舎等	130	125	102	81.6%	78.5%
15		動物園等	163	157	100	63.7%	61.3%
16		高齢者施設	155	152	94	61.8%	60.6%
17		宿泊施設	110	110	49	44.5%	44.5%
18		国の機関（第二種施設）	77	76	59	77.6%	76.6%
19	飲食店	飲食店	4,220	4,115	1,595	38.8%	37.8%

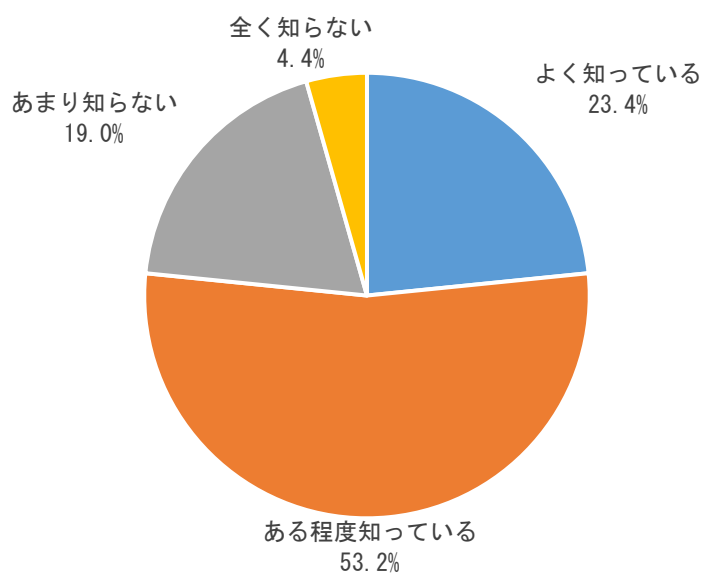
1-3-4 業種区分別回答状況（健康増進法の改正内容の認知度）

No.	施設区分	業種区分	回答数	よく知っている (%)	ある程度知っている (%)	あまり知らない (%)	全く知らない (%)
1	第一種施設	学校	63	31.7%	47.6%	15.9%	4.8%
2		病院	36	63.9%	27.8%	8.3%	0.0%
3		診療所	185	17.8%	55.7%	18.4%	8.1%
4		薬局等	170	17.1%	56.5%	22.4%	4.1%
5		国の機関（第一種施設）	56	48.2%	44.6%	7.1%	0.0%
6	第二種施設	劇場等	19	47.4%	42.1%	10.5%	0.0%
7		競馬場等	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8		集会場等	137	15.3%	56.2%	21.2%	7.3%
9		屋内運動施設	37	18.9%	62.2%	16.2%	2.7%
10		理容室等	210	16.7%	55.7%	22.4%	5.2%
11		百貨店等	24	37.5%	45.8%	8.3%	8.3%
12		コンビニエンスストア	46	15.2%	58.7%	21.7%	4.3%
13		銀行等	145	43.4%	46.9%	8.3%	1.4%
14		駅舎等	102	55.9%	40.2%	2.9%	1.0%
15		動物園等	100	34.0%	55.0%	10.0%	1.0%
16		高齢者施設	91	24.2%	67.0%	7.7%	1.1%
17		宿泊施設	49	16.3%	61.2%	18.4%	4.1%
18		国の機関（第二種施設）	59	59.3%	32.2%	8.5%	0.0%
19	飲食店	飲食店	1,584	26.7%	58.9%	12.1%	2.3%
合計			3,115	27.7%	55.7%	13.5%	3.0%



1-3-5 業種区分別回答状況（北海道受動喫煙防止条例の内容の認知度）

No.	施設区分	業種区分	回答数	よく知っている (%)	ある程度知っている (%)	あまり知らない (%)	全く知らない (%)
1	第一種施設	学校	63	22.2%	52.4%	20.6%	4.8%
2		病院	36	58.3%	27.8%	8.3%	5.6%
3		診療所	185	16.2%	46.5%	27.6%	9.7%
4		薬局等	170	14.7%	49.4%	28.8%	7.1%
5		国の機関（第一種施設）	56	41.1%	46.4%	10.7%	1.8%
6	第二種施設	劇場等	19	31.6%	52.6%	15.8%	0.0%
7		競馬場等	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8		集会場等	137	12.4%	46.7%	31.4%	9.5%
9		屋内運動施設	38	18.4%	55.3%	23.7%	2.6%
10		理容室等	212	12.7%	57.1%	23.1%	7.1%
11		百貨店等	24	20.8%	54.2%	16.7%	8.3%
12		コンビニエンスストア	46	15.2%	54.3%	26.1%	4.3%
13		銀行等	145	33.8%	51.0%	13.1%	2.1%
14		駅舎等	102	43.1%	43.1%	12.7%	1.0%
15		動物園等	100	31.0%	50.0%	15.0%	4.0%
16		高齢者施設	92	18.5%	63.0%	17.4%	1.1%
17		宿泊施設	49	14.3%	49.0%	28.6%	8.2%
18		国の機関（第二種施設）	59	55.9%	30.5%	13.6%	0.0%
19	飲食店	飲食店	1,587	22.9%	56.8%	16.8%	3.5%
合計			3,122	23.4%	53.2%	19.0%	4.4%

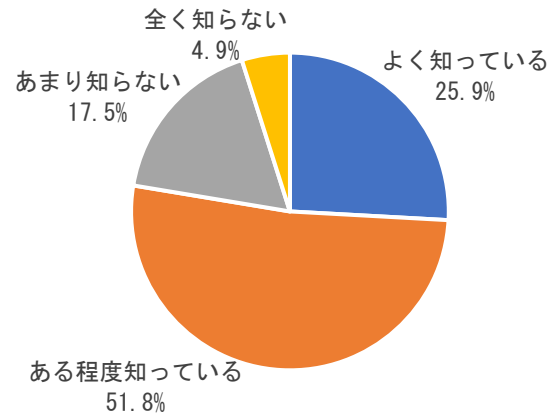


2. 調査の結果

2-1 第一種施設

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。(1つに○)

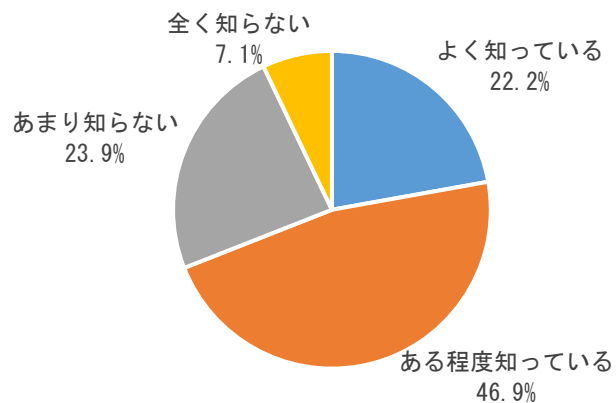
選択肢	回答数	%
よく知っている	132	25.9
ある程度知っている	264	51.8
あまり知らない	89	17.5
全く知らない	25	4.9
合計	510	100.0



健康増進法の改正内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると77.7%であり、約8割が改正後の内容を知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととしていますが、この条例の内容を知っていますか。(1つに○)

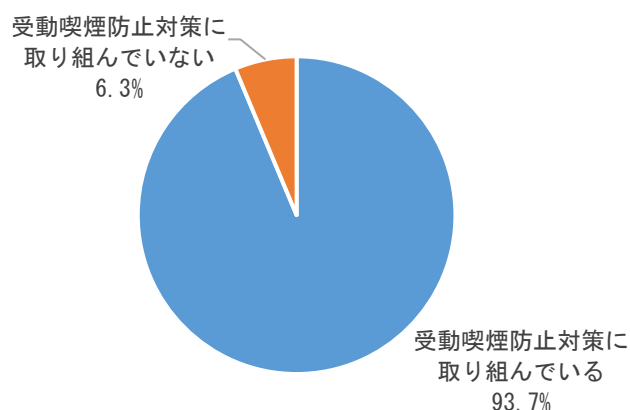
選択肢	回答数	%
よく知っている	113	22.2
ある程度知っている	239	46.9
あまり知らない	122	23.9
全く知らない	36	7.1
合計	510	100.0



北海道受動喫煙防止条例の内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると69.1%であり、約7割が条例の内容を知っていると回答した。

問3 貴施設では、受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
受動喫煙防止対策に取り組んでいる	478	93.7
受動喫煙防止対策に取り組んでいない	32	6.3
合計	510	100.0

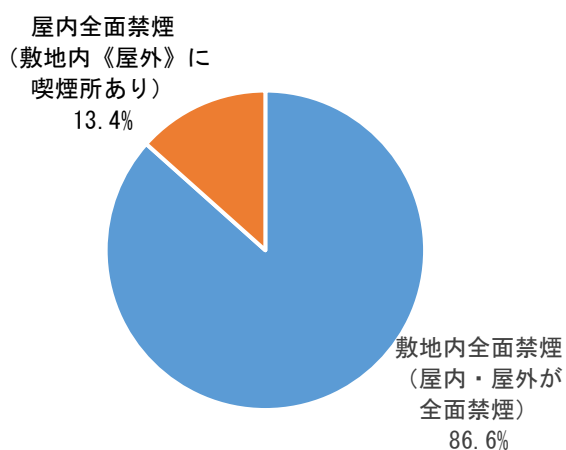


受動喫煙防止対策の取組について、「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」が93.7%と、多くの施設が対策に取り組んでいると回答した。

※問3で「1. 取り組んでいる」と回答した方にお聞きします。

問4 貴施設が取り組んでいる受動喫煙防止対策の内容をお答えください。(1つに○)

選択肢	回答数	%
敷地内全面禁煙 (屋内・屋外が全面禁煙)	406	86.6
屋内全面禁煙 (敷地内《屋外》に喫煙所あり)	63	13.4
合計	469	100.0

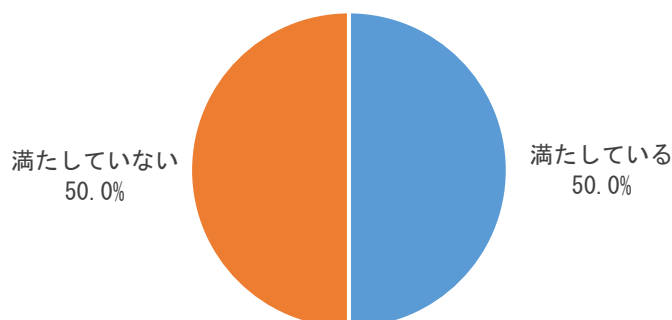


受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設を対象に、対策の内容について聞いたところ、「敷地内全面禁煙 (屋内・屋外が全面禁煙)」の割合が86.6%と、8割以上が敷地内を全面禁煙にしていると回答した。

※問4で「2. 屋内全面禁煙」と回答した方にお聞きします。

問5 第一種施設の屋外喫煙場所は、健康増進法に基づき、喫煙場所が明確に区分され、喫煙場所である旨の標識を掲示し、かつ、施設利用者が通常立ち入らない場所とする必要がありますが、全ての要件を満たしていますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
満たしている	30	50.0
満たしていない	30	50.0
合計	60	100.0

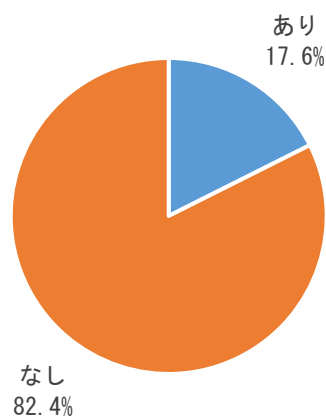


屋内全面禁煙（敷地内《屋外》に喫煙場所あり）の施設を対象に、健康増進法における特定屋外喫煙場所の設置要件の遵守状況について聞いたところ、「満たしている」が50.0%と、5割の施設が健康増進法の要件を満たした喫煙場所を設置していると回答した。

※問4で「2. 屋内全面禁煙」と回答した方にお聞きします。

問6 今後、敷地内《屋外》にある喫煙場所を廃止する予定はありますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
あり	9	17.6
なし	42	82.4
合計	51	100.0



屋内全面禁煙（敷地内《屋外》に喫煙場所あり）の施設を対象に、屋外にある喫煙場所を廃止する予定について聞いたところ、「なし」が82.4%と、約8割が屋外の喫煙場所を廃止する予定はないと回答した。

問7 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書きください。

無回答や「特になし」などを除き、63の施設から意見が寄せられた。
主な意見は次のとおり。

■学校

○規制・罰則の強化

- ・そもそものタバコ税収をあてにしている国のあり方に問題がある。COPD・肺癌だと医療費・保険料を圧迫している。健康被害を広げているといいながら国が対策とらずにいるように見えるのはタバコ税のためではないですか？喫煙人口を減らす対策をとるべきです。タバコ農家への補償をしていくべきと考えます。

○喫煙者への対応等

- ・敷地内、屋内で隠れて喫煙する者の対応に苦慮している。

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・路上での喫煙、コンビニ駐車場などの対策をしてほしい。

○規制緩和

- ・タバコを吸う人にも権利がある。

■病院

○規制・罰則の強化

- ・病院周辺も受動喫煙防止対策として、歩きたばこ含めて禁煙区域として要望。
- ・子供の利用する施設（公私設問わず）は、全て禁煙すべき。

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・札幌のコンビニ前で喫煙をしている場面を見る事が多く、またタクシー運転手が車を停めて車外で喫煙しているのを見かけます。どちらもタバコの煙がただよって受動喫煙につながるので、対策を強化してほしいです。

■診療所

○規制・罰則の強化

- ・路上の喫煙を禁止してほしい。

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・敷地内禁煙としても、すぐ横の歩道で吸う人がいたり、その煙やニオイが入り口から入ってきたり、ということがある。そこまで止めに行くと、もめそうな気がする。喫煙者の意識を、どのように変えてもらえばよいのでしょうか？
- ・禁煙表示をしても守らない人がいて注意をするとトラブルになり困る。

○広報・周知の強化

- ・受動喫煙防止については勉強しておりますが、周知がポスター程度ですので、より一層周知のデバイスがあると良いかと思えます。
- ・敷地内全面禁煙の自作貼り紙をしても、駐車場で喫煙される方が多い。副流煙の危険性を知らせる啓蒙活動に、もっと取り組んで欲しいです。

■薬局等

○規制・罰則の強化

- ・隣接した敷地外で喫煙される患者もいらっしゃいます。施設の周囲も喫煙禁止にしてほしいです。

○広報・周知の強化

- ・タバコには依存性があり、依存は病気の1つであることも啓蒙し、保険適用の禁煙外来があることの周知や依存症全般(タバコ、アルコール、ギャンブル等)のサポートを考えると良いと思えます。

○規制緩和

- ・全面禁煙の敷地内でも、たばこの吸い殻は良く見る。コロナで喫煙所閉鎖の影響もありそう。私はたばこの副流煙も嫌なので、吸う人が行き場なくなって路上で吸うなら、ある程度の喫煙所は必要かなと思えます。

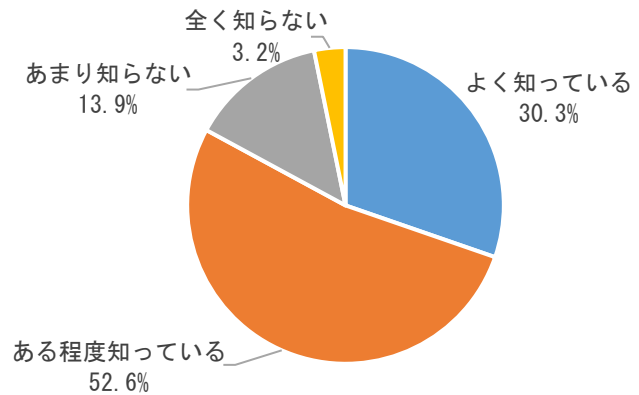
■国の機関（第一種施設）

(特に意見なし)

2-2 第二種施設

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。(1つに○)

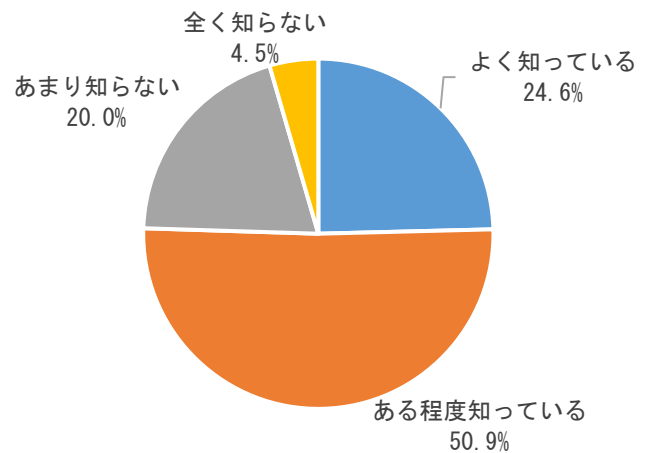
選択肢	回答数	%
よく知っている	309	30.3
ある程度知っている	537	52.6
あまり知らない	142	13.9
全く知らない	33	3.2
合計	1,021	100.0



健康増進法の改正内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると82.9%であり、約8割が改正法の内容を知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととしていますが、この条例の内容を知っていますか。(1つに○)

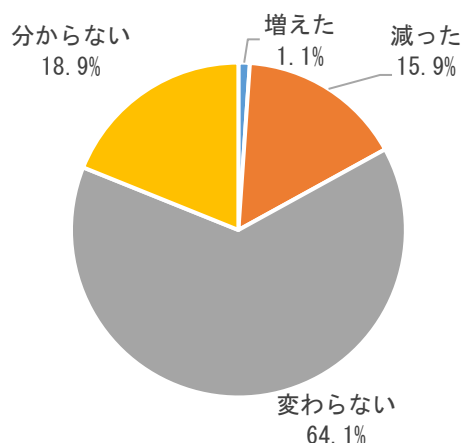
選択肢	回答数	%
よく知っている	252	24.6
ある程度知っている	522	50.9
あまり知らない	205	20.0
全く知らない	46	4.5
合計	1,025	100.0



北海道受動喫煙防止条例の内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると75.5%であり、7割以上が条例の内容を知っていると回答した。

問3 健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定によって、利用者数に変化がありましたか。(1つに○)

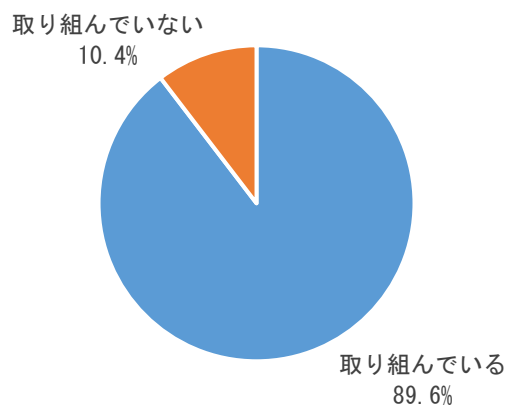
選択肢	回答数	%
増えた	11	1.1
減った	163	15.9
変わらない	656	64.1
分からない	193	18.9
合計	1,023	100.0



健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定による利用者数の変化について、「変わらない」と回答した割合が64.1%と最も高く、次いで「分からない」が18.9%、「減った」が15.9%、「増えた」は1.1%であった。

問4 貴施設では、施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
取り組んでいる	903	89.6
取り組んでいない	105	10.4
合計	1,008	100.0

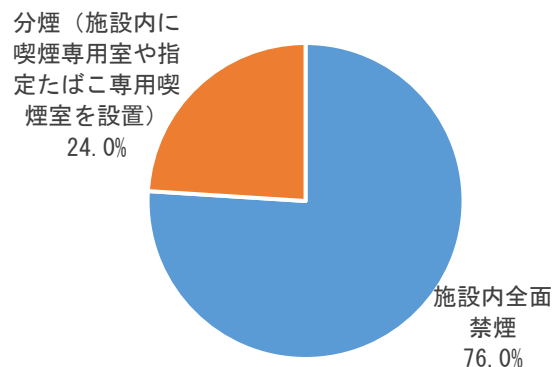


施設における受動喫煙防止対策の取組について、「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」は89.6%であり、約9割が取り組んでいると回答した。

※「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」方にお聞きします。

問5 貴施設が施設内で取り組んでいる受動喫煙防止対策の内容をお答えください。(1つに○)

選択肢	回答数	%
施設内全面禁煙	684	76.0
分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）	216	24.0
合計	900	100.0

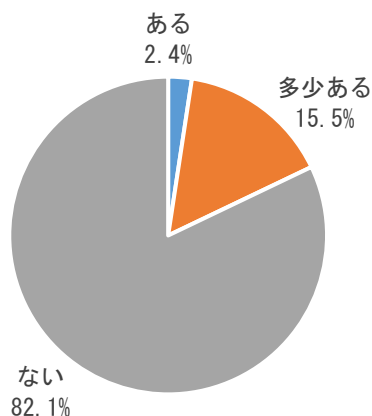


受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設を対象に、対策の内容について聞いたところ、「施設内全面禁煙」が76.0%、「分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）」が24.0%であった。

※「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」方にお聞きします。

問6 利用者から施設内でたばこを吸えないことについての苦情はありますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
ある	21	2.4
多少ある	138	15.5
ない	729	82.1
合計	888	100.0

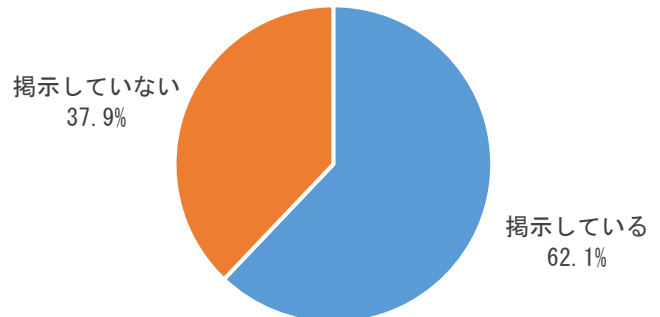


受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設を対象に、施設内でたばこを吸えないことに関する苦情について聞いたところ、「ない」の割合が82.1%と最も高く、次いで「多少ある」が15.5%、「ある」が2.4%であった。

※問5で「2. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問7 喫煙専用室等を設置した場合、健康増進法では、出入口の見やすい箇所に標識を掲示する義務がありますが、掲示を行っていますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
掲示している	133	62.1
掲示していない	81	37.9
合計	214	100.0

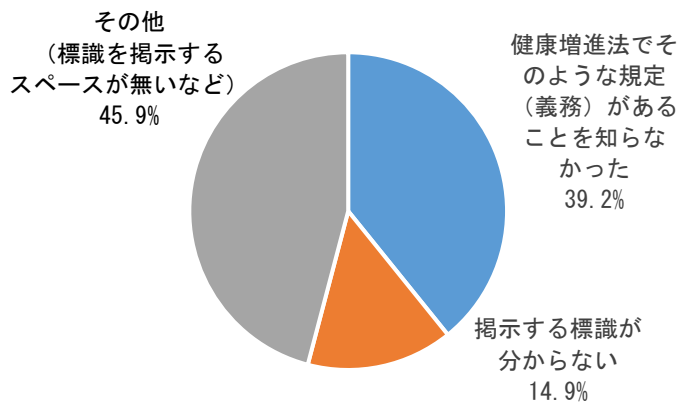


分煙に取り組んでいる施設を対象に、喫煙専用室等の標識の掲示について聞いたところ、「掲示している」は62.1%、「掲示していない」は37.9%であった。

※問7で「2. 掲示していない」と回答した方にお聞きします。

問8 標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない主な理由は何ですか（1つに○）

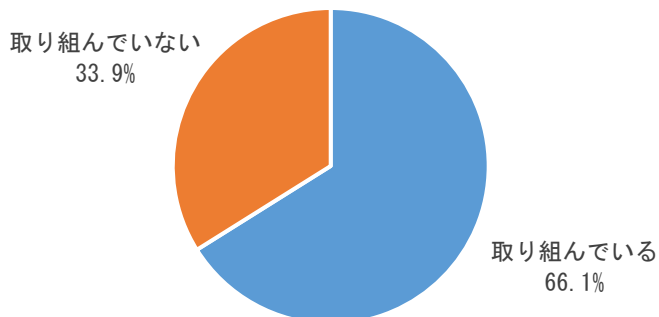
選択肢	回答数	%
健康増進法でそのような規定（義務）があることを知らなかった	29	39.2
掲示する標識が分からない	11	14.9
その他（標識を掲示するスペースが無いなど）	34	45.9
合計	74	100.0



標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない施設を対象に、提示していない理由について聞いたところ、「その他」の割合が45.9%と最も高く、次いで「知らなかった」が39.2%、「分からない」が14.9%であった。

問9 貴施設では、屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
取り組んでいる	648	66.1
取り組んでいない	332	33.9
合計	980	100.0

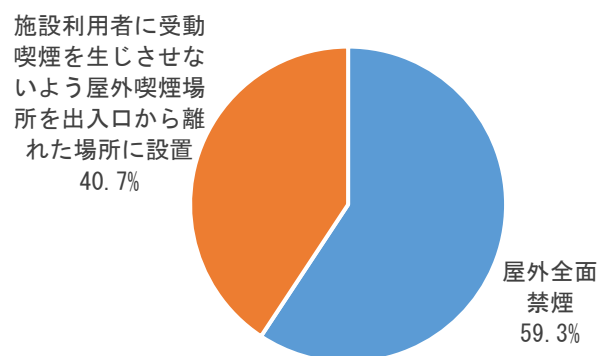


屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策の取組について、「屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」は66.1%、「屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策に取り組んでいない」が33.9%であった。

※「屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」方にお聞きします。

問10 貴施設が屋外（敷地内）で取り組んでいる受動喫煙防止対策の内容をお答えください。（1つに○）

選択肢	回答数	%
屋外全面禁煙	379	59.3
施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置	260	40.7
合計	639	100.0

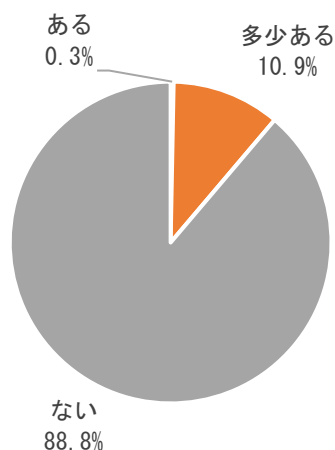


受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設を対象に、対策の内容について聞いたところ、「屋外全面禁煙」が59.3%、「施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置」が40.7%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問11 この1年間で、利用者からたばこの煙についての苦情はありますか。(1つに○)

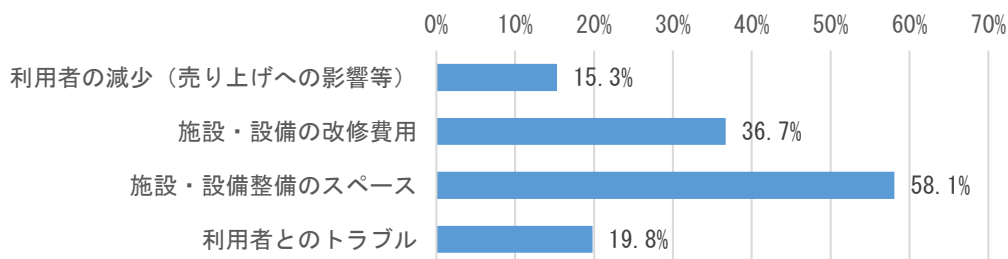
選択肢	回答数	%
ある	1	0.3
多少ある	34	10.9
ない	278	88.8
合計	313	100.0



受動喫煙防止対策に取り組んでいない施設を対象に、施設利用者からのたばこの煙に関する苦情について聞いたところ、「ない」の割合が88.8%と最も高く、次いで「多少ある」が10.9%、「ある」が0.3%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問12 今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題はなんですか。(あてはまるものに○)

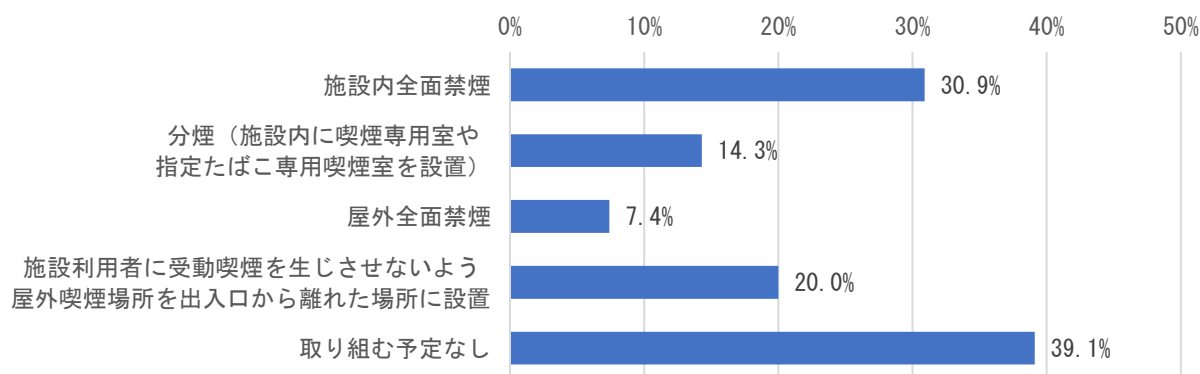


選択肢	回答数	%
利用者の減少(売り上げへの影響等)	38	15.3
施設・設備の改修費用	91	36.7
施設・設備整備のスペース	144	58.1
利用者とのトラブル	49	19.8

受動喫煙防止対策に取り組んでいない施設を対象に、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について聞いたところ、「施設・設備整備のスペース」の割合が58.1%と最も高く、次いで「施設・設備の改修費用」が36.7%、「利用者とのトラブル」が19.8%、「利用者の減少」が15.3%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問13 貴施設では、今後、受動喫煙防止対策に取り組む予定はありますか。なお、道条例では、屋外に喫煙場所を設置する場合は、受動喫煙を生じさせないよう設置場所に配慮することとしていますので、ご協力をお願いします。(あてはまるものに○)



選択肢	回答数	%
施設内全面禁煙	71	30.9
分煙 (施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置)	33	14.3
屋外全面禁煙	17	7.4
施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置	46	20.0
取り組む予定なし	90	39.1

受動喫煙防止対策に取り組んでいない施設を対象に、受動喫煙防止対策の取り組み予定について聞いたところ、取り組む予定を回答した中では「施設内全面禁煙」の割合が30.9%と最も高く、次いで「施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置」が20.0%、「分煙(施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置)」が14.3%、「屋外全面禁煙」が7.4%であった。一方、「取り組む予定なし」は39.1%であった。

問14 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書きください。

無回答や「特になし」などを除き、145の施設から意見が寄せられた。
主な意見は、次のとおり。

■劇場等

○改修費用・啓発品等の補助

・以前にあった様な施設内に喫煙専用室等をつくる場合の補助制度があると大変助かります。

○喫煙者への対応

・喫煙者をなんとかしてください。先日私は喫煙者に「俺らの権利はどうなる」と言われました。

■競馬場等

(特に意見なし)

■集会場等

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・環境問題と成人病の問題に、これからの人の集まる施設には、受動喫煙防止対策は必要だと思えます。各施設の今後の協力を促し、SDGsの世の中の流れに押し進めるべきだと思います。
- ・先進国に近い状況（屋内完全禁煙）にしてほしいです。

○規制・罰則の強化

・喫煙人口を減らすには、タバコに重税を課すしかないと思います。

■屋内運動施設

○広報・周知の強化

・ポスターなどの掲示物の配布を増やしてほしい。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

・施設内全面禁煙になった当初は若干苦情もあったが、利用者に浸透した後はまったく苦情はなくなった。

■理容室等

○広報・周知の強化

・「受動喫煙防止対策に取り組んでいます」が一目でわかるようなポスターなどがあつたらぜひほしいです。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

・元々、煙草のにおいが苦手だったので、とても良い対策だと思います。数年前から全面禁煙にしておりました。一度も、苦情を言われた事ありません。逆に良い事ですねと言われます。

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

・屋外での歩きたばこも禁止にして頂きたい。

○タバコの販売・税について

・たばこ販売料金をアップしたら、もっと喫煙者が減少すると思います。

■百貨店等

○その他

- ・タバコの取り扱いがないのでタバコ買う人も吸う人も来ない。

■コンビニエンスストア

○規制緩和

- ・タバコを吸う人の逃げ道も必要なのでは？吸わない人はいいけど吸う人も今すぐはやめられないですし。

○喫煙者への対応

- ・コロナの関係で屋外の灰皿を撤去したが、駐車場等で喫煙されているが、注意はできない。タバコのポイ捨てもまだまだ気になります。

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・店頭の灰皿を撤去したところ、ポイ捨てや店外での勝手な喫煙が目立つようになった。行った場合の罰則などがあると注意もしやすいのですが。

■銀行等

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・毎朝歩道、道路でタバコの吸殻の清掃を行っていますが、一向に減りません。吸殻を外に捨てるという喫煙者のマナーは変わっていないと思います。歩いていてタバコの煙を吸い込む事や、コンビニの出入り口で、煙の中をくぐらなければならない事もあります。規制されていなければどこで吸っても良いという考えでしょうが、道路、歩道、出入口も公共の場所として規制すべきかと思いません。吸う人の権利より吸わない人の権利を優先すべきです。

○規制・罰則の強化

- ・受動喫煙対策も必要だが、喫煙そのものを減らす取り組みをさらに強化すべきである。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・禁煙の良し悪しは別とし、受動喫煙を生じないようにする事は大切。ルール、マナー、モラルを各自が心掛け、喫煙者、非喫煙者がお互いに理解し合えるような社会であってほしいです。

■駅舎等

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・タバコの健康害についての周知を更に進めた方が良いと思います。

○調査方法について

- ・現在コロナ禍の状況で、利用者数の変化についての質問は何が原因でおきているのか判らないと思います。調査の時期を考えた方が、よりよい調査になると思えます。

■動物園等

○対応の難しさ

- ・広いスポーツ公園のため、屋内施設の全面禁煙は可能だが、屋外は難しいと言える。

■高齢者施設

○喫煙者への対応

- ・施設外で喫煙する場合は受動喫煙にならない場所で喫煙してもらっています。今後もそのようにしてまいります。

■宿泊施設

○喫煙者への対応

- ・旅館業ですので、たくさんの人が集まる食堂、ロビー、トイレなどは禁煙ですが、各自で過ごす部屋は喫煙可としております。ただし、部屋に灰皿は常備しておりませんので、喫煙する人が取りに来る形になります。なので喫煙する人の数はわかります。自宅のように過ごしてほしいので、これが一番良い形だと思っています。

○対応の難しさ

- ・施設内全面禁煙にすると、お客様が減ります。専用喫煙室を作るとなると、費用や場所がありません。

■国の機関（第二種施設）

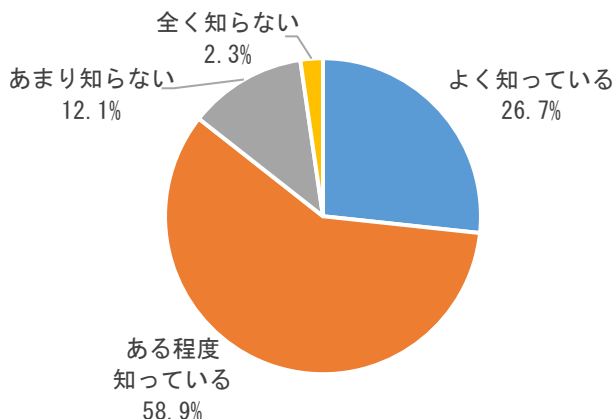
○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・健康増進法の改正によって、確実に効果が出ていると思料。引き続き政策をすすめてほしいと思います。

2-3 飲食店

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。(1つに○)

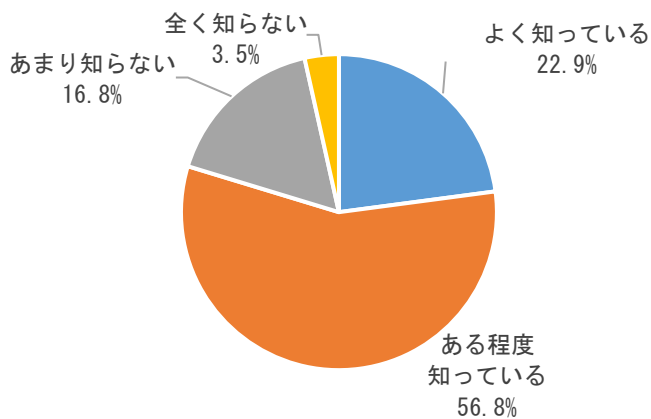
選択肢	回答数	%
よく知っている	423	26.7
ある程度知っている	933	58.9
あまり知らない	191	12.1
全く知らない	37	2.3
合計	1,584	100.0



健康増進法の改正内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると85.6%であり、8割以上が改正法の内容を知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととしていますが、この条例の内容を知っていますか。(1つに○)

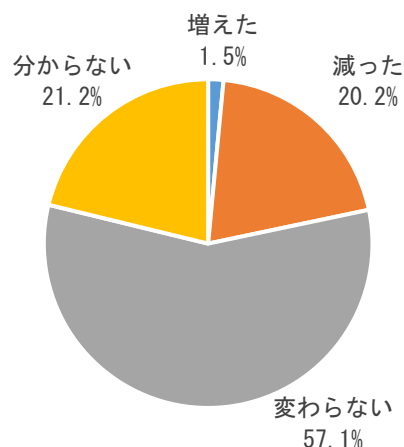
選択肢	回答数	%
よく知っている	364	22.9
ある程度知っている	901	56.8
あまり知らない	266	16.8
全く知らない	56	3.5
合計	1,587	100.0



北海道受動喫煙防止条例の内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると79.7%であり、約8割が条例の内容を知っていると回答した。

問3 健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定によって、利用客数に変化がありましたか。(1つに○)

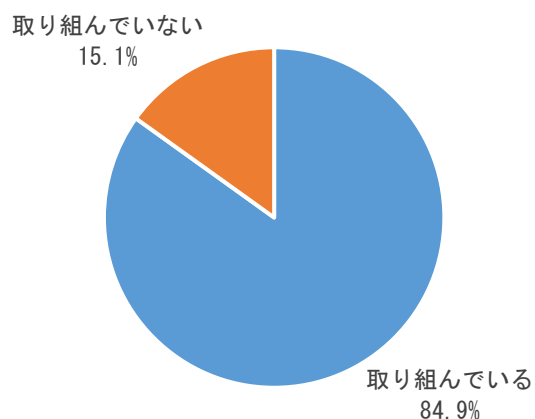
選択肢	回答数	%
増えた	23	1.5
減った	320	20.2
変わらない	905	57.1
分からない	336	21.2
合計	1,584	100.0



健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定による利用者数の変化について、「変わらない」と回答した割合が57.1%と最も高く、次いで「分からない」が21.2%、「減った」が20.2%、「増えた」は1.5%であった。

問4 貴店では、受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
取り組んでいる	1,342	84.9
取り組んでいない	239	15.1
合計	1,581	100.0

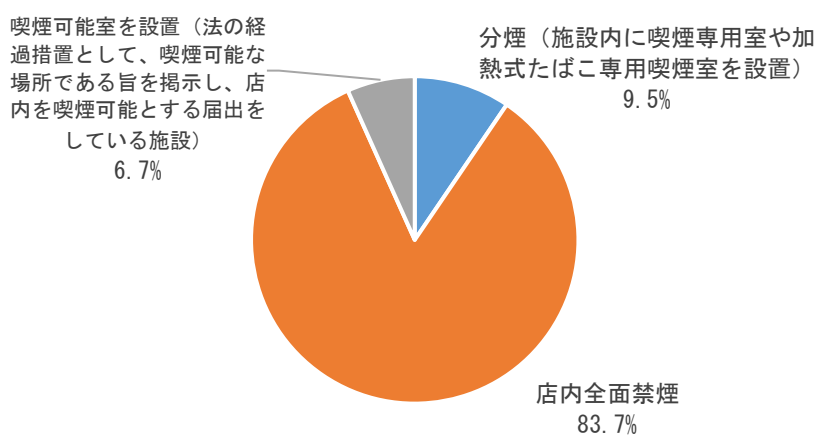


施設における受動喫煙防止対策への取組について、「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」は84.9%、「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいない」は15.1%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」方にお聞きします。

問5 貴店が取り組んでいる受動喫煙防止対策の内容をお答えください。(1つに○)

選択肢	回答数	%
分煙（施設内に喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室を設置）	127	9.5
店内全面禁煙	1,118	83.7
喫煙可能室を設置（法の経過措置として、喫煙可能な場所である旨を掲示し、店内を喫煙可能とする届出をしている施設）	90	6.7
合計	1,335	100.0

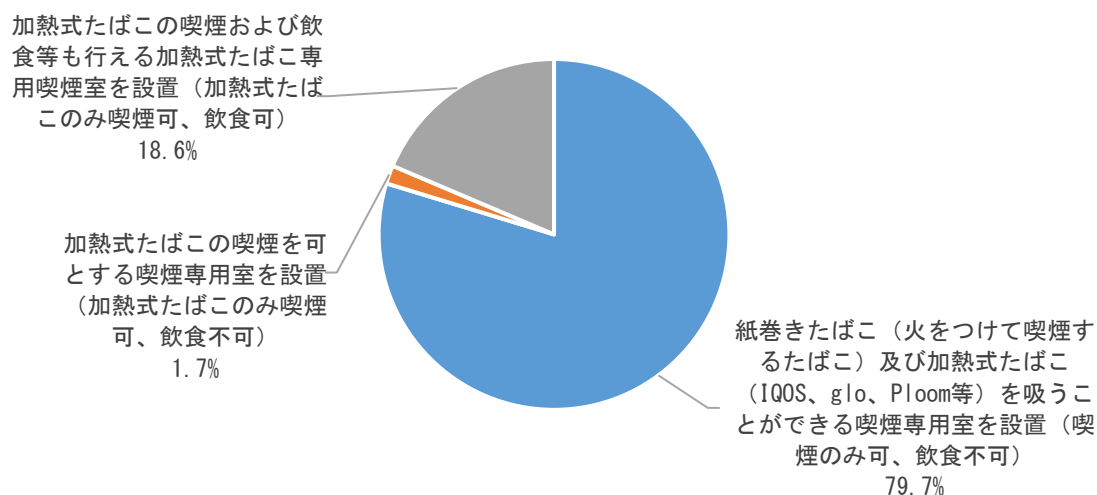


受動喫煙防止対策に取り組んでいる店を対象に、対策の内容について聞いたところ「店内全面禁煙」の割合が83.7%と最も高く、次いで「分煙（施設内に喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室を設置）」が9.5%、「喫煙可能室を設置（法の経過措置として、喫煙可能な場所である旨を掲示し、店内を喫煙可能とする届出をしている施設）」が6.7%であった。

※問5で「1. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問6 貴店における分煙環境についてお答え下さい。(1つに○)

選択肢	回答数	%
紙巻きたばこ（火をつけて喫煙するたばこ）及び加熱式たばこ（IQOS、glo、Ploom等）を吸うことができる喫煙専用室を設置（喫煙のみ可、飲食不可）	94	79.7
加熱式たばこの喫煙を可とする喫煙専用室を設置（加熱式たばこのみ喫煙可、飲食不可）	2	1.7
加熱式たばこの喫煙および飲食等も行える加熱式たばこ専用喫煙室を設置（加熱式たばこのみ喫煙可、飲食可）	22	18.6
合計	118	100.0

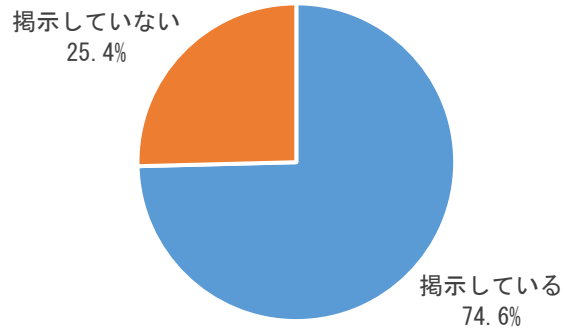


分煙対策をとっている店を対象に、分煙環境について聞いたところ、「紙巻きたばこ及び加熱式たばこを吸うことができる喫煙専用室を設置（喫煙のみ可、飲食不可）」の割合が79.7%と最も高く、次いで「加熱式たばこの喫煙および飲食等も行える加熱式たばこ専用喫煙室を設置（加熱式たばこのみ喫煙可、飲食可）」が18.6%、「加熱式たばこの喫煙を可とする喫煙専用室を設置（加熱式たばこのみ喫煙可、飲食不可）」が1.7%であった。

※問5で「2. 店内全面禁煙」と回答した方にお聞きします。

問7 道条例では、出入口の見やすい箇所に禁煙標識（ステッカー等）を掲示する義務がありますが、
 掲示を行っていますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
掲示している	827	74.6
掲示していない	281	25.4
合計	1,108	100.0

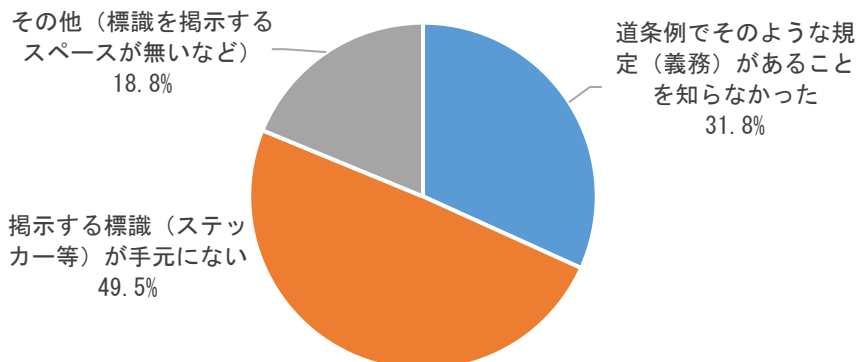


店内全面禁煙の対策をとっている店を対象に、禁煙標識の掲示について聞いたところ、「掲示している」が74.6%、「掲示していない」が25.4%であった。

※問7で「2. 掲示していない」と回答した方にお聞きします。

問8 禁煙標識を掲示していない主な理由は何ですか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
道条例でそのような規定（義務）があることを知らなかった	88	31.8
掲示する標識（ステッカー等）が手元にない	137	49.5
その他（標識を掲示するスペースが無いなど）	52	18.8
合計	277	100.0

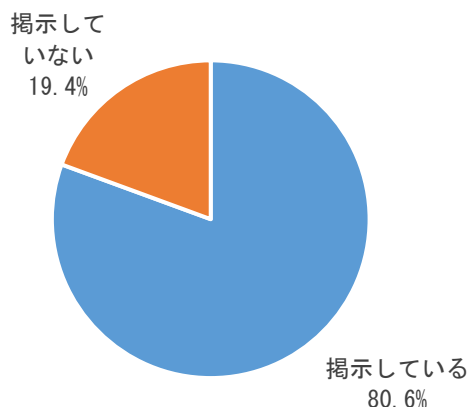


禁煙標識を掲示していない施設を対象に、提示していない理由について聞いたところ、「提示する標識（ステッカー等）が手元にない」の割合が49.5%と最も高く、次いで「道条例でそのような規定（義務）があることを知らなかった」が31.8%、「その他（標識を提示するスペースが無いなど）」が18.8%であった。

※問5で「1. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問9 喫煙専用室等を設置した場合、健康増進法では、出入口の見やすい箇所に標識を掲示する義務がありますが、掲示を行っていますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
掲示している	87	80.6
掲示していない	21	19.4
合計	108	100.0

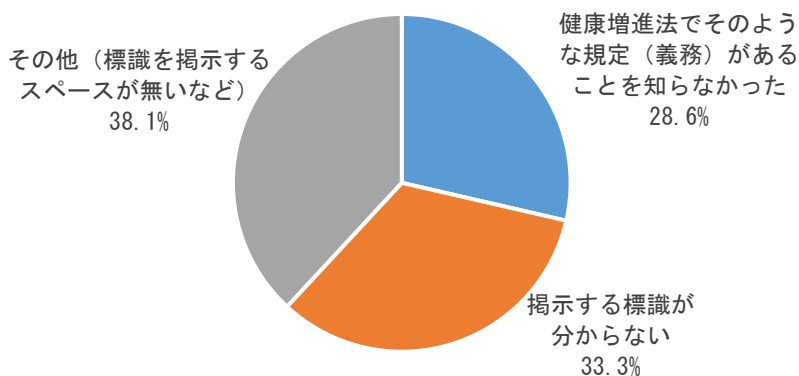


分煙対策をとっている店を対象に、喫煙専用室等の設置に関する標識の掲示について聞いたところ、「掲示している」が80.6%、「掲示していない」が19.4%であった。

※問9で「2. 掲示していない」と回答した方にお聞きします。

問10 標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない理由はなんですか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
健康増進法でそのような規定（義務）があることを知らなかった	6	28.6
掲示する標識が分からない	7	33.3
その他（標識を掲示するスペースが無いなど）	8	38.1
合計	21	100.0

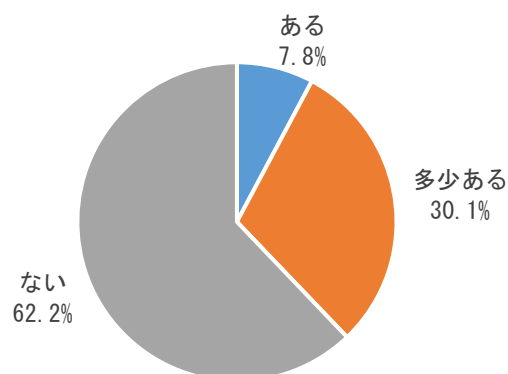


標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない施設を対象に、提示していない理由について聞いたところ、「その他」の割合が38.1%と最も高く、次いで「分からない」が33.3%、「知らなかった」が28.6%であった。

※問5で「1. 分煙」または「2. 店内全面禁煙」と回答した方にお聞きします。

問11 利用者からたばこを吸えないことについての苦情はありますか（1つに○）

選択肢	回答数	%
ある	89	7.8
多少ある	345	30.1
ない	714	62.2
合計	1,148	100.0

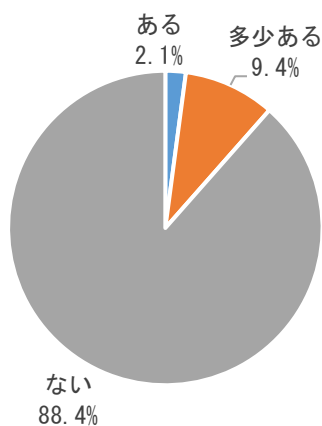


店内全面禁煙または分煙の対策をとっている店を対象に、店内でたばこを吸えないことに関する苦情について聞いたところ、「ない」の割合が62.2%と最も高く、次いで「多少ある」が30.1%、「ある」が7.8%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問12 この1年間で利用客から、たばこの煙についての苦情はありますか。（1つに○）

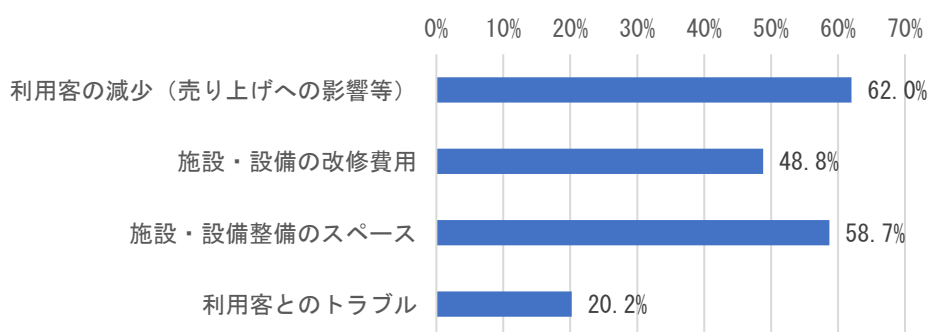
選択肢	回答数	%
ある	5	2.1
多少ある	22	9.4
ない	206	88.4
合計	233	100.0



受動喫煙防止対策に取り組んでいない店を対象に、施設利用者からのたばこの煙に関する苦情について聞いたところ、「ない」の割合が88.4%と最も高く、次いで「多少ある」が9.4%、「ある」が2.1%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問13 今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題はなんですか。(あてはまるものに○)



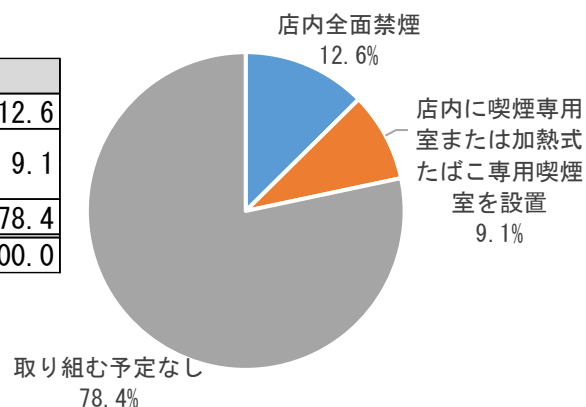
選択肢	回答数	%
利用客の減少（売り上げへの影響等）	132	62.0
施設・設備の改修費用	104	48.8
施設・設備整備のスペース	125	58.7
利用客とのトラブル	43	20.2

受動喫煙防止対策に取り組んでいない店を対象に、今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について聞いたところ、「利用客の減少（売り上げへの影響等）」の割合が62.0%と最も高く、次いで「施設・設備整備のスペース」が58.7%、「施設・設備の改修費用」が48.8%、「利用客とのトラブル」が20.2%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問14 貴店では、今後、受動喫煙防止対策に取り組む予定はありますか。(1つに○)

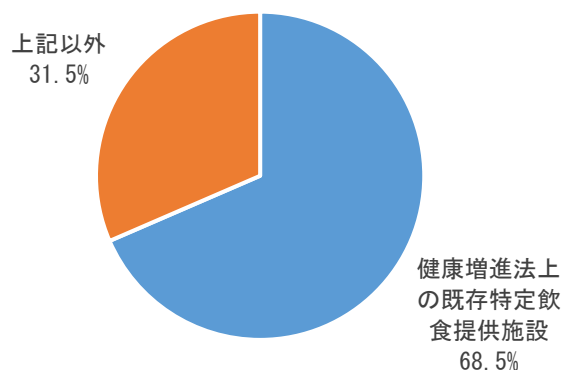
選択肢	回答数	%
店内全面禁煙	29	12.6
店内に喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室を設置	21	9.1
取り組む予定なし	181	78.4
合計	231	100.0



受動喫煙防止対策に取り組んでいない店を対象に、受動喫煙防止対策への取り組み予定について聞いたところ、「店内全面禁煙」が12.6%、「店内に喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室を設置」が9.1%であった。一方、「取り組む予定なし」は78.4%であった。

問15 貴店の経営規模等をお答えください。(1つに○)

選択肢	回答数	%
健康増進法上の既存特定飲食提供施設	1,022	68.5
上記以外	469	31.5
合計	1,491	100.0

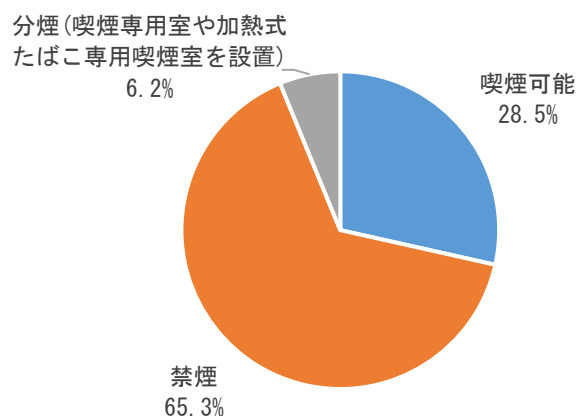


飲食店の経営規模について、「健康増進法上の既存特定飲食提供施設」の割合は68.5%と、約7割が既存特定飲食提供施設であると回答した。

※問15で「1. 既存特定飲食提供施設」と回答した方にお聞きします。

問16 貴店は、店内を喫煙可能としていますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
喫煙可能	248	28.5
禁煙	569	65.3
分煙(喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室を設置)	54	6.2
合計	871	100.0

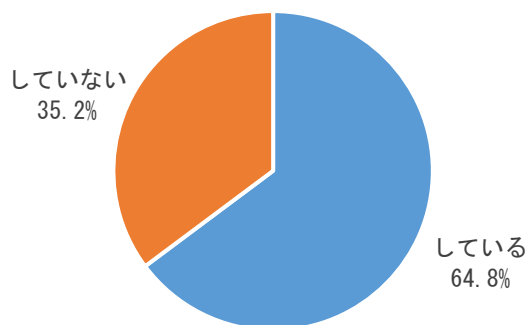


既存特定飲食提供施設を対象に、店内の喫煙可否について聞いたところ、「禁煙」の割合が65.3%と最も高く、次いで「喫煙可能」が28.5%、「分煙(喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室の設置)」が6.2%であった。

※問16で「1. 喫煙可能」と回答した方にお聞きします。

問17 健康増進法に基づく喫煙可能室設置施設の届出を最寄りの保健所に行っていますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
している	153	64.8
していない	83	35.2
合計	236	100.0



店内での喫煙可能と回答した店を対象に、健康増進法に基づく喫煙可能室設置施設の届出について聞いたところ、「している」の割合が64.8%、「していない」が35.2%であった。

問18 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書きください。

無回答や「特になし」などを除き、260の施設から意見が寄せられた。
主な意見は、次のとおり。

○規制・罰則の強化

- ・条例が出ていても歩きたばこをしている方がまだいる現状です。もっと厳しく取り締まってほしいと思います。

○規制緩和

- ・喫煙者の方のほうが気を遣っていると感じます。吸う場所があまりにもないほうがマナー悪くなる気がします。モラルは個人の問題だと思う。あまり締め付けが多いと外出意欲がなくなり、何れ経済が回らなくなる。たばこ以外にも直すこと沢山ある。

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・店舗敷地内での禁煙を実施していますが観光地に在る為、店舗利用者以外の方が吸いガラを敷地内にポイ捨てしていきます。秋には落葉も増え、ポイ捨てによる火災が心配です。

○広報・周知の強化

- ・店側だけではなく、お客様側にも周知徹底してほしいです。まだまだ認知されていなく、共通理解が必要だと思います。
- ・受動喫煙が最も深刻なのは家庭内だと思う。男女に関係なく吸いたい人は子供の前でも平気で吸う。病に侵されたとしても吸う人は吸う。私は子供のために禁煙できたが、受動喫煙の被害を周知徹底するところから始まると思う。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・店舗によって対応が違うのは変でしょう、全ての店舗で店内は禁煙に。
- ・受動喫煙の重要性は十分に理解しておりますが、コロナ感染状況下に於いて営業不安を資金力低下などにおいての設備資金及び設置スペースの確保は現在出来ない状態であります。しかしながら、健康上及び防止に対しては重要性を感じますので今後少しずつ確実に取り組む必要性を感じています。
- ・もっと積極的に取り組み、北海道が喫煙者の減少に向けてまとまることを希望します。未成年者の喫煙者が多いのは大人の責任です。
- ・自治体や地域での喫煙所の設置など商店街や街中に設置して、ポイ捨て等を防止しないとならぬ喫煙者に対する配慮も必要ではないでしょうか。
- ・店内食事中のお客様の受動喫煙が以前から気になっていたのも、良いキッカケになって店内禁煙にできました。
- ・喫煙者のお客様にはご不便をおかけしますが非喫煙者にはご好評を得ており、当初のお客様は減っていますがこれから時間はかかると思いますが、お客様が増えるよう祈るばかりです。コロナだけではなくこちらの影響も大きいので助成されると嬉しいです。

- ・屋外での喫煙も禁止してほしい。店内・ビル内が禁煙でも道路上で喫煙するので、煙・においが建物に入ってきて受動喫煙になる。一部では、路上での喫煙禁止を見るがどうすれば対象になるか知りたい。

○対応の難しさ

- ・古い建物で営業しているので、新たに喫煙スペースを設けたり、分煙するのは難しいです。
- ・部屋を分離してもダメなところはとても困ります。電話予約で「喫煙可能」かと聞かれることもあり、キャンセルされたりして営業しにくいです。
- ・当店のお客様用席数が最大 18 席と少ない事で禁煙には一度してみたが、その事をお客様に伝えると 4 割の方が入店をあきらめて帰られる次第です。なんとか生活をするために喫煙を認めるほかに仕方なく、どうしたら全面禁煙にして行けば良いか教えてもらいたいです。ほとんどの知り合いがこのような事を言っております。
- ・個人的に私はタバコを吸いませんが、健康面での受動喫煙は気にしています。しかしながら、経営的に考えると禁煙に全面的に賛成できないのが事実です。
- ・自分の店は禁煙だが、となりの店舗から煙が来るのでけむく、むずかしいことがある。
- ・吸わない客にとっては望ましく、働く側としてもクリーンな環境がとても心地良いです。以前は喫煙可としていましたので、吸えないのであれば他店へ…との声も聞かれます。”車で吸ってきます”などと協力してくれる方もいらっしゃいますが、ご近所で窓をあけていたりすれば迷惑になると思われるので、車だから、外だから OK…というのも、住宅街の店では苦情が来そうだなと感じているところです。

○禁煙標識（ステッカー等）について

- ・標識のデザインが店舗イメージと合わないため掲示しないという店もあると思います。店が用意した標識でも規定に反していないというルールになったらよいと思いました。
- ・禁煙は当然だと思っているので徹底していただきたいのですが、シールやポスターは各店舗の雰囲気やデザインに影響が出るので自主管理させてほしいです。
- ・20 歳未満の方のご入店を禁止するステッカーをもう少しわかりやすくしてほしいです。現在のステッカーだと見落として子連れのお客さんが多く訪れ、せっかく来て頂いたのにお断りしている状況です。なんとかしてほしいです。

○改修費用・啓発品等の補助

- ・店舗外の敷地内に灰皿を置いています。北海道は寒いし雨・風もあり、店内で喫煙できるかの問い合わせはあります。助成金でも出して頂ければ屋根ぐらい設置できるのですが…

○調査方法について

- ・アンケート、次の問いに行く項目の案内が理解しづらく回答しづらい。
- ・紙でのアンケートではなくスマホまたは PC 入力にしてほしいです。
- ・ある程度この受動喫煙防止対策が認知されたように思うのですが、調査票に変化が見られないのは統計のためでしょうか。この調査票が役に立っている実感がさらなる協力の広がりを見せるように思います。今、この対策がどのあたりまで進んだのか、具体的な数値を同封していただくと喜びややりがいが増えるのですが、お考えいただければ幸いです。